

令和2年 第1回（2月）定例会

県央県南広域環境組合

議会 会議録

令和2年 第1回 県央県南広域環境組合議会定例会会議録

令和2年2月14日 (1日間) 午前10時00分 開会

令和2年第1回県央県南広域環境組合議会定例会は、県央県南広域環境組合大会議室に招集された。

1 出席議員は、次のとおりである。

1番 林田 勉	2番 上田 義定	3番 松永 秀文
4番 津田 清	5番 西口 雪夫	6番 林田 保
7番 田添 政継	8番 大山 真一	9番 上田 篤
10番 町田 康則	11番 小嶋 光明	12番 北浦 守金
13番 田川 伸隆		

2 説明のために出席したものは、次のとおりである。

管理者 宮本 明雄	副管理者 古川 隆三郎	副管理者 金澤 秀三郎
副管理者 松本 政博	事務局長 川路 敬一郎	総務課長 後田 一光
施設課長 清水 友秀	総務課課長補佐 藤田 浩輔	施設課課長補佐 杉本 克也

3 議会事務のために出席した者は、次のとおりである。

書記 福田 昌宏 書記 濱崎 和也 書記 岸本 晶

4 当日の議会に付議された案件は、次のとおりである。

日程第1	議席の指定について
日程第2	会期の決定について
日程第3	会議録署名議員の指名について
日程第4	議会運営委員会委員の選任について
日程第5	一般質問

- 日程第6
- 議案第1号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
 - 議案第2号 県央県南広域環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
 - 議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
 - 議案第4号 県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第5号 県央県南広域環境組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第6号 令和元年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第2号）
 - 議案第7号 令和2年度県央県南広域環境組合一般会計予算
 - 議案第8号 監査委員（議員のうちから選任する委員）の選任につき同意を求めることについて

○議長（田川伸隆君）

皆さんおはようございます。定刻となりましたので、ただいまから令和2年第1回県央県南広域環境組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名でございます。定足数に達しております。なお、上田篤議員からは少々遅れる旨の届けがっておりますので、御報告いたします。

また、今期定例会に説明員の出席を求めましたので、御報告いたします。

次に、新たに組合議員として選出されました議員を御紹介いたします。

雲仙市議会議員、大山真一議員、雲仙市議会議員、町田康則議員でございます。どうぞよろしく願いいたします。

なお、議事の進行上、ただいま御着席の席を仮議席といたします。

この際、議長より傍聴人の皆様方をお願い申し上げます。入り口に掲示しております組合議会傍聴規則のとおり、静粛に傍聴していただきますようお願い申し上げます。

なお、報道取材のため、撮影の申し出がありましたので、組合議会傍聴規則第7条の規定により、特別に許可をいたしております。

ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可します。管理者

○管理者（宮本明雄君）

おはようございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和2年第1回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御健勝にて御出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

まず、施設の稼働状況から御報告を申し上げます。

本施設は、現在おおむね1日当たり250トンの安定した処理を継続しております。

2月2日から7日までの6日間、炉の運転を計画的に停止し、ピット内のごみ残量調整と炉の定期点検整備を実施したところでございます。

令和2年度以降における現施設のつなぎ運転につきましては、今年度末で15年間の瑕疵担保期間が終了いたしますので、安定稼働のために必要な新たな運転管理業務及び点検整備業務の契約を結ぶこととし、その限度額を債務負担行為として令和元年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第2号）に計上させていただいております。

新施設建設につきましては、南島原市全域を含んだ構成4市全体区域を処理区域とし、新たな焼却施設を現施設の隣接地に建設することとし、東西の中継施設に加えて、南島原市に新たに中継施設を設ける計画といたしました。

このことに伴います処理区域、議員定数及び組合経費の支弁の方法に関する組合規約の変更について、各構成市に議案を上程していただくようお願いしているところでございます。

また、新施設建設に係る測量調査及び計画等に係る経費につきましては、令和2年度県央県南広域環境組合一般会計予算に計上させていただいておりますが、環境負荷が小さく、地球温暖化対策や循環型社会形成の推進に貢献でき、安定的で効率的なごみ処理施設の整備に向けて、本格的に取り組んでまいりたいと考えております。

これらの議案を含めて、本定例会に提出いたしました議案は8件でございます。

内容につきましては、後ほど事務局長から説明をいたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、私からの開会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田川伸隆君）

日程第1「議席の指定について」を議題といたします。

新たに議員となられました方の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指名いたします。

8番 大山真一議員。

9番 上田 篤議員。

10番 町田康則議員。

以上、ただいま御着席の議席を指定いたします。

次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

今期定例会の会期を2月14日、一日とし、会期中の日程につきましては、御手元に配付のとおりとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

異議ありませんので、会期は本日一日と決定いたしました。

次に、日程第3「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議規則第87条の規定により会議録署名議員に12番北浦守金議員及び1番林田勉議員を指名いたします。

次に、日程第4「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

現在、議会運営委員が1名欠員となっております。よって、新たな議会運営委員会委員を選任する必要があります。

議会運営委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第5条の規定に基づき、10番町田康則議員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

御異議なしと認めます。町田康則議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました委員の任期は、委員会条例第2条第3項の規定に基づき、前任者の残任期間となりますので、令和3年8月28日までとなります。よろしく願いいたします。

ここで、議会運営委員会開催のため、しばらく休憩いたします。

委員の皆様は別室へ移動をお願いいたします。

（午前10時06分 休憩）

（午前10時11分 再開）

○議長（田川伸隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど開催されました議会運営委員会において、委員長に林田保議員、副委員長に小嶋光明議員が選任されましたので、御報告いたします。

次に、日程第5「一般質問」に入ります。

この際、議長から特にお願ひいたします。発言時間につきましては、申し合わせによる答弁を含めて60分の時間内に終わるように御協力をお願いいたします。

答弁につきましては、質問の趣旨をよく捉え、簡明、的確に答弁をお願いいたします。

なお、本日は一般質問及び議案質疑などすべて自席でお願いいたします。

一般質問の発言順につきましては通告順となっております。

発言順1、議席番号7番田添政継議員

○7番（田添政継君）

それでは、発言通告に従いまして質問をさせていただきたいと思ひます。

新炉建設に関われるという、そういう重大な時期にこの議員をさせていただいて非常に責任を痛感しているものでございます。ぜひこの15年間のようないことがないように、新炉に向けては市民の皆さん方に迷惑が掛からないようないことで選定、移行作業が進んでいけばというふうにお思ひしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

新焼却炉と現焼却炉の大きな相違点はということで、15年前は特にダイオキシン対策として、大型炉の建設と、それから、24時間運転という大きな制約の下で広域圏を含めての炉の選定になったというふうにお思ひんですが、現在、新炉の建設について複数の炉の検討がされているというふうにお思ひんですが、現在の炉との大きな相違点について、まずお尋ねをしたいと思ひます。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

新焼却炉のごみ処理方式につきましては、現在検討をしている段階でございますので、決定しているものではございません。

ごみ処理方式は、大別いたしますと、焼却方式と熔融方式がございますので、この2つの方式の違いについて御説明をさせていただきます。

現焼却のごみ処理方式は、サーモセレクト方式、ガス化改質方式といひまして、ごみを高温で溶かすことにより熱分解ガスを発生させ、さらに生成ガスに

改質し、ガスエンジンで発電に利用するところが特徴でございます、熔融方式に分類をされます。

この熔融方式では、ごみを燃やすということじゃなくて、溶かすという形になりますので、主に熔融スラグとなり、道路の路盤材などとして利用されますが、焼却方式ではごみを燃やした後は大半が灰となります。灰は最終処分場に埋め立てるか、最近ではセメントの原料として利用するところが大きな違いだと思います。

また、熔融方式は、高温にするために、コークス、それから灯油、液化天然ガスなど助燃剤を多く使用することに対しまして、焼却方式は点火するときの灯油ぐらいで、ほとんど使用しないということも大きな違いでございます。

新焼却炉のごみ処理方式の試算をいたしました。この試算につきましては、焼却方式のストーカー方式で行っているものでございます。

以上でございます。

○議長（田川伸隆君）

田添議員

○7番（田添政継君）

ありがとうございました。

関連してですけれども、建設の予定地ですね、ここからのんのこ温水センター付近だというふうに思うんですが、新しい炉の建設予定地の中に、2筆ほどまだ買収が済んでいないところがあるというようなことが、前回、西口議員の質問の中での答弁であったというふうに思うんですけれども、それは、その未買収用地が買収されないと建設に支障があるのか、そうではないのか。

そしてまた、買収の交渉等の状況が分かれば、公表できる範囲で結構ですので、お知らせいただきたいと思えます。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

予定地につきましては、議員さんがおっしゃいましたとおり、今、この管理棟とのんのこ温水センターの間を予定しております。確かに、その間には未買収地が少しございますけれども、この位置を進めていくというふうな決定をされましたので、今後、丁寧に説明をしまして、交渉していきたいと考えております。

今後ですのであれですけれども、今からそういうふうに丁寧に説明して御理解いただいて協力していただきたいというふうに思っています。

○議長（田川伸隆君）

田添議員

○7番（田添政継君）

その買収用地は絶対的に必要なものではないんですね。それがないと建設ができないということではないんですね。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

その土地を除いても建設の用地としては可能でございますけれども、環境面に配慮して、できれば土地は周辺に木を植えるとか環境整備をしたいと思っておりますので、御理解いただければ取得のほうで協議を進めていきたいというふうに思っています。

○議長（田川伸隆君）

田添議員

○7番（田添政継君）

それでは、現炉はもちろん撤去されるわけでしょうけど、その跡地の活用とかについてはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

今、皆さん御存じだと思いますけれども、この管理棟とのんこの温水センターの間にも私たちが管理している土地がございます。今、夏にはヒマワリ、秋にはコスモスとかというふうに環境整備に努めております。もちろん、新しい施設が運転しますと、旧施設は解体をするということでございますけれども、しっかり環境整備に努めていきたいと思っておりますし、地域協議会の方に管理をしていただいている部分がありますので、地元の方と協議をしていきたいというふうに思っております。

○議長（田川伸隆君）

田添議員

○7番（田添政継君）

それでは、1項目めの2点目に入りたいと思いますが、入札から契約までのスケジュールについて。

それから、これも前回、西口議員が質問されておりますが、最低制限価格についての考え方についてお願いしたいと思います。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

新炉稼働までのスケジュールについてお答えいたします。

現在、新施設のごみ処理方式や事業方式の検討を行っている段階でございます。令和2年度においては、現地測量、地質調査、それから、環境影響評価に関する調査、敷地の造成計画などを行う予定でございます。

その後、令和3年度に事業者選定手続、令和4年度から実施設計、建設工事を開始し、令和8年度の供用開始を目標として事務を進めていきたいと考えております。

最低制限価格とはということでの御質問だと思いますけれども、廃棄物処理施設の事業者選定に係る入札の方式につきましては、従来の指名競争入札のような方法だけではなくて、価格に加えまして技術的な要素も総合的に評価して事業者選定を行います総合評価方式、それから、公募型のプロポーザル方式等がございます。国においてもこういった方式が推奨されておりますので、総合評価方式というふうになった場合には最低制限価格は設定されません。ただし、併せまして、低入札価格調査制度というのもございますので、そういうのも併せまして、競争性や透明性が高く、公平性が保たれるような契約となるよう検討していきたいというふうに考えております。

○議長（田川伸隆君）

田添議員

○7番（田添政継君）

今おっしゃられたようなこととは別に、何か応札条件というか、入札する際に最低こういうものをクリアする必要があるというようなことで、いろいろ条件をつけられるということは考えていらっしゃいますか。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

先ほどのスケジュールの中で申しましたけれども、令和3年度にはそういった応札条件ですね、この規模で、排ガスはこういう基準でとか、そういった要求水準書というのを作ります。それに合った入札をしていただくというふうな格好になると思います。

○議長（田川伸隆君）

田添議員

○7番（田添政継君）

それでは、3点目に入ります。

共同処理区域の拡大に伴うごみ処理量及び運搬車のことについてお尋ねをしたいと思います。南島原の関係では60トンほどごみの量が増えるというふうなことが前回の答弁の中でありましたけれども、それと同時に、運搬車についても、もう少し大型になるのかどうか分かりませんが、運搬車についても検討したいというふうなことをおっしゃっておりますけれども、令和8年からのごみ量の増加に対する運搬車の数とか、運搬車の変更とかいうことについて、現時点で分かっていることがあればお答えいただきたいと思います。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

今回、次の計画につきましては、南島原市全域を処理対象区域といたしますので、来年度からといたしますと、もちろんすぐ量が増えますけれども、令和8年度を目標に事務を進めてまいります。このごみ量につきましては、各市計画がございます。そのごみ量の減量計画がございますけれども、その減量計画どおりいきますと、ほとんど変わらない、少し増える程度ですけれども、これはまだそのとおりに行くかどうかというのは、もう少し見極めながら検討したいと思いますけれども、前回答弁させていただいたのは、今、アームロール車ですけれども、そのほかにも、もう少し、2トンほどたくさん積む車もあると。台数を減らすためにはそういうものを考えられますけれども、とにかくごみの減量化、ごみの推移を見ながら、供用開始までにもう少し詳細な検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（田川伸隆君）

田添議員

○7番（田添政継君）

大きな2点目との関連もあるんですが、運搬ルートの中で、やっぱりそういう運搬車両が変わるということで、今ずっと何名かの議員からも質問がされていて、現在の運搬ルートについて、私自身も何とかならないかと、地元の方からもしょっちゅうそういう意見が出ているわけですけれども、その運搬車両の変更の問題を含めて、運搬ルートについては、つなぎ期間も、あるいは新炉になってからも、今のような状態なのか。

それと、私自身よく分からないんですが、いつも車で来るときはもちろんこっちから来るわけですけど、中山を通過して。中山のほうと、それから、福田の、

その道と、両方、ここが建設されたことで、きれいな道路になっておりますよね。しかし、ごみ処理の運搬車両は御手水町を通るような、あの狭い道に来ています。それが正規のルートはどこなのか。もし今のが正規のルートでないとすれば、何がネックになって正規のルートになかなか戻せないのか。それは長い間の懸案かも知れませんが、そこら辺のことについて、経過を含めて御答弁をいただければと思います。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

運搬車のルートについては、過去にも何回か質問をいただいていると思います。

その議事録等も見ただころ、ここの操業を始めるときには、もちろん下に道路を造ったんですけれども、諫早市から収集するパッカー車、それから、半島から持ってくる大型の運搬車が集中しないように、分散するような形で地元との協議が調ったという形で今まで来ているというふうに伺っております。

○議長（田川伸隆君）

田添議員

○7番（田添政継君）

今のルートが定着をするということになれば、こっちの御手水からのルートというのはやっぱり拡張を含めて変えていかないと、大型のごみ収集車が来たときには、今でも場所によっては離合できないというような状況もあるので、道路の拡張とかなんとかを含めての検討というのは今されているんですか。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

ごみの搬送ルートにつきましては、大型車運搬の現行ルートである長田町の県道分岐点から御手水町の間は十分な幅員が確保できていないところがあり、その改良となると相当の事業費がかかるものと思われま。

また、現在、諫早市のパッカー車が帰りのルートとしています市道中山東線につきましても一部狭いところがございます。

このたび、南島原市の全域を処理区域とする新しいごみ処理施設を現在の隣接地に建て替える方針が決定したところです。搬送ルートの変更につきましては、これまで交通量調査を行っております。また加えて、去年は騒音調査

も周辺で行っておりますので、今後はその結果をもとに、先ほど御質問があったごみ量の推移や運搬車両の台数、運行状況等も勘案しながら、地元の方々と協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（田川伸隆君）

田添議員

○7番（田添政継君）

検討されている新しい運搬車というのは、車幅は今のパッカー車よりも大きくなるんですか。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

車は10トン車で変わりませんが、今のアームロール車はコンテナ運搬車といいます。あのコンテナが非常に重たいので、あの分が大型パッカー車になりますと、本体自体が軽くなりますので、ごみがたくさん積めるという形で、大きさ、重さについてはほとんど変わらないものと理解していただいてよいかと思います。

○議長（田川伸隆君）

田添議員

○7番（田添政継君）

地元と協議をされているというふうにおっしゃいましたけれども、地元とはどこですか。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

当クリーンセンターにつきましては、地域協議会というのがございます。それは福田町、それから御手水町、それから中田町でございますけど、今ルートとして長田町も通っていますので、そういうふうな関係の方々と協議をしていくべきものかなと考えております。

○議長（田川伸隆君）

田添議員

○7番（田添政継君）

一般的にちまたでよく話を聞くのは、福田、中山方面は道路が整備されていて、あそこを通るもんだというふうに思っている人が多くて、だけど、それに対して福田方面のほうから、そういうことでは困るというふうな何か制約が

ついているみたいな、つかないみたいな、正式に聞いた話じゃないので、うわさ話で申しわけないんですけども、そういうふうなのをずっと聞くわけですが、そのことについて地域協議会の中ではどういう話をされているんですか。どこがネックになっているんですか。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

私はここに来て2年になります。過去の協議経過で見ますと、福田町のほうで大型パッカー車を試走させていただけないかというふうな協議もあったと記録に残っておりますけれども、そのときも一番最初にそういうふうに分けて分散したような形だったのでということで、その走行については許可がいただけなかったという経緯もございます。

現在、私は、とにかく今のルート要望がございますので、道が狭いとか、木が生い茂っているとかいうのがありましたので、その対応は最低限の安全対策は市と協議しながら対応しているところでございます。

○議長（田川伸隆君）

田添議員

○7番（田添政継君）

この問題は管理者が一番長く関わっていらっしゃるのではないかとこのうに思うんですが、いろいろと大変御苦労もあるんだろうとは思いますが、協議を重ねられる中で、感想とかお考えとかがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田川伸隆君）

管理者

○管理者（宮本明雄君）

このルートにつきましては、どういう約束が当初文書でなされているのかというのはよく把握できていないというのが現状でございまして、話合いがいろんな過程があって、そしてまた、数年前にも試走ができないかということで、それもお断りされたというふうな話は存じ上げております。

また、今度新しい炉をここに建設することになりますと、当然、工事期間中は今の車両の通行量ではないはずでございまして、多くの作業員がおいででしょうし、資材を運ぶ車等も多くなるものというふうに思います。

そしてまた、当時の話ですけれども、長田バイパスとか島原道路とか干拓の堤防道路とかがない時代の話だと思うんですよ。あれはいずれも平成19年

とか20年とかその頃にでき上がっておりますので、その前からの話なんです。平成17年とか、その前の話なんです、そのときにはそういう交通体系じゃなかったと思うんですね。長田バイパスもない、堤防道路もない、島原道路もないというような状況の時の話だと思うんです。

だから、私としては仕切り直しをしたいなというふうに思っております、そういう意味で、新たに何が問題なのか、新たな体系の中でどういうふうな形が一番理想的なのかということを考えて、いずれにしても、西線も東線も市道になっておりますので、そういうことも含めながら検討をし直す段階に来たのかなというふうに思っております。

いずれにしても、この建設工事に入りますと、いろんな作業車も参るということは自明の理でございますので、そういうことも含めながら、地元の協議会とも当然ながら協議をさせていただくことになるというふうに思っております。

以上です。

○議長（田川伸隆君）

田添議員

○7番（田添政継君）

15年近くもいろいろ経過をしている問題でもありますし、なかなか難しい問題であるというふうには思うんですけれども、今のルートの中だと、やっぱり困っている人もずっといて、地元の人たちには本当に快く了解をもらって今のようなルートが成立しているというふうに思いますので、何とかうまくいくようにしていただきたいんですが、本当に長期化するのであれば、やっぱり今の市道を拡幅するか、いろんなことを含めての検討も必要だというふうに思いますので、ぜひ御検討をよろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問に入らせていただきたいと思ひます。

地球温暖化防止対策についてということで2点ほど挙げておりますが、今日ここに来るときに廊下と壁に、小学生の子供たちがごみの問題についてここに見学に来て、その感想がいっぱい貼り出してありました。

世界的には、スウェーデンでしたか、グレタさんという16歳の女の子が、今の地球環境問題について大人は本当に何を考えているのかと、もっと真剣に考えてほしいというふうな訴えを行って、世界の高校生や若者たちに非常に大きな影響を与えております。

そういう意味で、ごみ処理の考え方というのは今まで以上に環境問題に配慮した取組みをしていかなければいけないというふうに思っているわけです。

けれども、先日、全員協議会でもごみ処理の考え方について事務局から御報告をいただきましたけれども、いろいろ他市の状況なんかを見てみても、ごみの分別については本当にきめ細かに決めている自治体もある。15年前にこの炉が導入される時には、自転車も燃やせるみたいな、そんなキャッチフレーズだったんですよ。自転車まで燃やすんだらうかというふうにびっくりしながら、溶融できるという焼却炉だったのでですね。

そういう意味で、若干諫早市は、構成4市でもそれぞれ分別の方法は違うのかも分かりませんが、そこら辺も分かれば御答弁をいただきたいんですけども、他市と比べて若干大ざっぱになり過ぎてはいないかと。今のプラスチックの問題を含めて、ごみ処理の在り方について、少し、今の状況から、今度は新炉に移るまでの、そういう6年間のことを含めて、その間に、新炉に移ったらやっぱり焼却炉そのものも変わっていくわけですし、ごみの分別方法もそれに合わせて変える必要があるのではないかなというふうに私は思ったりするんですが、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

ごみの分別、それから、処理方法についての質問にお答えいたします。

現在、構成市におきましては、一般廃棄物処理基本計画に基づきまして分別収集を行っておられ、ごみの減量化に努めておられます。しかしながら、人口が減少しているにもかかわらず、ごみ量は横ばいの状態となっておりまして、なかなか減量化が進んでいないのが現状でございます。また、分別方法も統一されていない状況でございます。

組合といたしましても、ごみの減量化は新炉建設に当たり重要な課題でございます。構成市の担当課長会議等を開催いたしまして、分別方法の統一化へ向けて協議を行い、ごみの減量化につなげていきたいというふうに考えております。

また、ごみの減量化に向けての一番大事なことは、各個人の意識改革だというふうに思っております。ですから、そのためにはいろいろな広報、今、議員さんからありましたけれども、小学校4年生が今研修に来ています。その中で子供たちにも減量化の方法を教えております。

そういった広報に努めまして、それから、ごみの減量化に成功されている先進地の事例等も参考にしながら、今後、検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（田川伸隆君）

田添議員

○7番（田添政継君）

構成4市で特に大きな違いというのは、分別方法の大きな違いというのはどういうものがありますか。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

構成4市、燃えるごみはほとんど同じなんですけれども、資源化に取り組んでいる内容が少し違っているようでございます。例えば、雲仙市さんとか南島原市さんであれば、衣類とか古着とかも資源ごみというふうになさっていますけど、島原市、諫早市はそういうふうな位置づけがなっていないと。

いろいろほかにもありますけど、そういったところで統一化して、一番効率的にごみの減量化に努めていくためにはということと検討をしていきたいというふうに考えます。

○議長（田川伸隆君）

田添議員

○7番（田添政継君）

分かりました。

それでは、最後の質問に入りたいと思います。

前回の全協でしたか、事務局長が自分も反省があって、古紙を資源ごみとして出すようになったとかいうふうにおっしゃいましたけど、各家庭が、一人一人が資源ごみと焼却ごみの分別を本当にきちっとしていくということがとても大事なことだというふうに思うんですね。事務局長の発言を受けまして、私もやっぱり反省をしなければいけないというふうに思いました。

そこでですけれども、問題は、事業ごみを除けば、各家庭から出るごみがほとんどですから、各家庭でどういうふうにごみを減らしていくかというのが大きなポイントだというふうに思うんですね。いくらここで言っても、各家庭から出るごみをきちんと減らさなければどうにもならない。

ですから、そういう意味では、構成4市の皆さん方にこの減量の必要性についてどのように訴えていくのかというのが一つの大きなポイントだろうというふうに思うんですが、そこら辺について考えがあらればお知らせいただきたい。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

先ほども答弁いたしましたと思いますけれども、とにかく議員さんおっしゃるとおり、個人の意識の改革だと思っております。構成4市もそれぞれ取り組んでおられますけれども、例えば、パンフレットを作るとしますと、一つの例としてお答えします。新聞紙を資源ごみにしたら1人何十グラム減るんですよとか、何十グラム減ったら焼却費用が幾ら減るんですよとか、そういったことでごみの減っていない状況とかを説明して、これだけ出ると、この一つをすることでこれだけ減るんですよとか、視覚に訴えて、それとか金額面とかで訴えて、個人の意識に訴える方法も一つの方法かなというふうなことを今事務局としては考えていますけど、そういったことを構成4市の課長さんたち、部長さんたちと一緒に考えて、ごみの減量化に努めていきたいと思っております。

ごみの減量化の計画の下に炉の規模を決定いたしますので、非常に大事なことです。ここには真剣に取り組んでいきたいというふうに考えています。

○議長（田川伸隆君）

田添議員

○7番（田添政継君）

これからのこの事業の運営として、ごみ処理量に対しての負担金割合というようなことを導入されようとしていますけれども、ごみの減量がそういう形でうまく進んでいけばいいなというふうに思うんですが、一方で、ごみ量を減らすためにちょっとそこら辺で燃やしていっちょけみたいなことにならないように、やっぱり正規に燃やす分はここに持ってきてもらわないと、時々まだ見受けるんですよ、町で野焼きじゃないですけども、燃やしているところとかですね。そういうふうなことでごみの処理が減らされても何の意味もないので、やっぱり地球の気候変動に関してCOPで決定をされている問題、特に地球温暖化問題を真剣に考えていかないと、私たちが住んでいるこの地球が本当に今危なくなっているということを、ぜひそこら辺をメインにパンフレットとかなんとかを作っていていただいて、私たちと、それから、やっぱり未来の子や孫たちを守るため、地球を守るためにも、ごみ処理の問題は大変重要な問題だということを訴えていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（田川伸隆君）

これで通告されました一般質問はすべて終了いたしました。

会議を保留し、しばらく休憩いたします。10時55分から再開いたします。

(午前10時46分 休憩)

(午前10時55分 再開)

○議長（田川伸隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第6、議案第1号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

議案第1号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」御説明申し上げます。

議案と併せまして、議案第1号資料、規約の新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

同組合は長崎県内の市町等28団体で構成され、退職手当や非常勤職員等の公務災害補償事務などを共同処理している一部事務組合であります。

本案は、提案理由に記載しておりますとおり、令和2年4月30日に長崎市が同組合から脱退することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

なお、長崎市が加入している事務は、第3条第1号の退職手当に関する事務でありますので、第2条の組合を組織する市町村と併せて、長崎市も条文から削るものです。

以上、議案第1号につきまして説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田川伸隆君）

これより議案第1号に対する質疑に入ります。なお、質疑は会議規則第49条の規定に基づき、1議題につき3回までといたします。質疑のある方、どうぞ。

(「なし」と言う者あり)

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(田川伸隆君)

異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第2号「県央県南広域環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長

○事務局長(川路敬一郎君)

議案第2号「県央県南広域環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」について御説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について、条例を整備しようとするものでございます。

それでは、配付しております議案第2号資料によりその内容を御説明いたします。2号資料をお願いいたします。

現在、全国的に特別職非常勤職員や臨時的任用職員などの臨時・非常勤職員が、行政需要の多様化に伴い、様々な分野で任用され、地方行政の重要な担い手となっている状況であります。

このような中、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保することが求められておりますが、従来、制度が不明確であり、地方公共団体によって任用・勤務条件に関する取扱いは様々であります。そこで、統一的な取扱いを定めて今後の制度的な基盤を構築するため、地方公務員法及び地方自治法が一部改正されたものでございます。

これにより、一般職の会計年度任用職員制度が創設されますことから、本組合における会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めた本条例を制定するものでございます。

それでは、条例の趣旨につきまして御説明いたします。

第1条は、条例の趣旨でございます。

第2条は、会計年度任用職員の給与の種類について定めるものでございます。

第3条から第7条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬等について定めるものでございます。

第8条及び第9条は、フルタイム会計年度任用職員の給料等について定めるものでございます。

第10条は、会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しなかった場合などにおける報酬等の減額について定めるものでございます。

第11条は、会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額を定めるものでございます。

第12条は、職務の性質上、これまで説明いたしました第3条から第11条までの規定により難しい職として会計年度任用職員の給与につきましては、一般職の職員との権衡、職務の特殊性を考慮し、定めるものでございます。

第13条は、休職者の身分及び給与について定めるものでございます。

第14条は、会計年度任用職員の給与の支給方法について定めるものでございます。

附則として、施行期日を定めており、この条例は令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田川伸隆君）

これより議案第2号に対する質疑に入ります。質疑のある方。林田議員

○1番（林田 勉君）

1点だけちょっとお伺いしたいんですけど、これにおける対象人数ですね、現施設にはどれくらいおられるのか。パートタイム、フルタイム。3号にもちょっと関係するんですけど、3号は臨時職員か。ついでにそれもお伺いしたいと思うんですが、当組合では何名ぐらいこれの対象になる方がおられるのか、教えていただければと思います。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

対象となる人員だと思います。本体の焼却施設に検査誘導員として6名、それから、東西の中継施設、リレーセンターに検査誘導員が7名、それから、施設管理員が6名で、計19名が対象でございます。（発言する者あり）これはパートタイムのほうでございます。

○議長（田川伸隆君）

よろしいですか。ほかに。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号はこれを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第3号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

議案第3号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」について御説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整備しようとするものでございます。

議案第3号資料は、関係します条例の新旧対照表でございます。

改正内容について御説明いたします。

本日お配りいたしております議案第3号参考資料、本日の資料を御覧ください。

1、改正の概要でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、一般職の会計年度任用職員制度が創設されることとなりました。このことから、本組合における会計年度任用職員の勤務条件等に関する規定を整備する必要があるため、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

整備を必要とする関係条例でございますが、「1 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例」、「2 職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例」及び「4 職員の育児休業等に関する条例」につきましては、それぞれ対象となる職員として会計年度任用職員に関する規定を追加するものでございます。

また、「3 職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、「5 一般職の職員の給与に関する条例」、「6 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例」及び「7 旅費支給条例」につきましては、会計年度任用職員に関する規定について、それぞれこれらの条例とは別に定めるよう規定したものでございます。

簡単ではございますが、以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田川伸隆君）

これより議案第3号に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。林田議員

○1番（林田 勉君）

すみません、先ほどの質問と同じですけれども、これは会計年度任用職員というのは、何名ぐらいおられる現状なんでしょうか。ちょっとお尋ねします。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

先ほど答弁しましたとおり、19名でございます。

○議長（田川伸隆君）

よろしいですか。ほかに。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

ほかになければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号はこれを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

次に、議案第4号「県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

議案第4号「県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、令和元年8月の人事院勧告を受けた対応を図るため、県央県南広域環境組合一般職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第4号資料は新旧対照表でございます。

改正内容を御説明いたします。

本日配付しております、議案第4号参考資料をご覧ください。

令和元年度の給与改定でございます。

給料表の改定は、平均改定率0.1%であり、改定後の行政職給料表は議案書の2ページから6ページまででございますけれども、初任給及び若年層の俸給月額が引き上げられています。

勤勉手当の支給割合については、12月期に支払うべきものを0.975月分として、0.05月分の引上げを行おうとするものでございます。

また、令和2年度以降の勤勉手当の支給割合については0.95月分にそれぞれ平準化しようとするものでございます。

今回の給与改定に係る必要額といたしましては、勤勉手当の支給割合の引上げに係るものが29万8,000円、その他給料表の改定などに係るものが4万5,000円を見込んでいます。

令和2年度の改定でございますが、支給対象となる家賃額の下限を1万2,000円から1万6,000円に。

住居手当としての支給限度額を2万7,000円から2万8,000円にそれぞれ引き上げるものでございます。

以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田川伸隆君）

これより議案第4号に対する質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号はこれを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(田川伸隆君)

異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

次に、議案第5号「県央県南広域環境組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長

○事務局長(川路敬一郎君)

議案第5号「県央県南広域環境組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体の国等に対する寄附を原則制限していた規定が廃止されたことにより、関係条例を整備しようとするものでございます。

改正の内容としましては、議案第5号資料、新旧対照表で御説明したいと思いますので、資料の1ページをお開きいただきたいと思っております。

第3条は普通財産の譲与又は減額譲渡を規定しており、対象に「国」を加えようとするものでございます。

第4条は普通財産の無償貸付又は減額貸付、第6条は物品の譲与又は減額譲渡、第7条は物品の無償貸付又は減額貸付をそれぞれ規定しておりますが、同じように「国」を加えようとするものでございます。

以上で議案第5号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(田川伸隆君)

これより議案第5号に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

(「なし」と言う者あり)

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長(田川伸隆君)

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号はこれを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(田川伸隆君)

異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

次に、議案第6号「令和元年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

議案第6号「令和元年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

議案第6号の1ページをお開きください。

今回の補正は、第1条に記載しておりますとおり、歳入歳出それぞれ2億5,544万円を追加して、歳入歳出予算の総額を36億5,075万1,000円にしようとするものでございます。

補正予算の概要でございますが、本日お配りしております議案第6号参考資料①により御説明したいと思います。

この補正予算は、ごみ処理施設の建設整備促進を図るために必要な財源を確保し、その資金に充てるために、平成30年度決算剰余金をごみ処理建設整備基金に積み立てるものでございます。

予算措置額は2億5,544万円でございます。

補正後の令和元年度末のごみ処理施設建設整備基金残高につきましては、52億6,046万4,000円で、3つの基金の合計は、一番下の右下に書いてあります58億8,499万円と見込んでおりますのでございます。

続きまして、債務負担行為の補正について説明させていただきます。

予算書の5ページ、第2表をお開きください。

今回、県央県南クリーンセンター運転管理業務等、8事項を追加しようとするものでございます。

債務負担行為の概要であります。事前に配付しておりました議案第6号資料第2表債務負担行為関係と、本日配付しております議案第6号参考資料②から⑤までを御準備いただきたいと思っております。

まず、議案第6号資料、第2表 債務負担行為関係の1ページ、運転管理業務を御覧いただきたく思います。

県央県南クリーンセンター及び東西リレーセンターは、令和2年3月31日をもって性能保証に関する覚書で定めた15年間の保証期間が終了いたします。今後、引き続き安定した施設のつなぎ運転を継続するために、施設の状況を熟知しております現在の運転管理契約者と新たに契約を締結しようとするものです。

事業期間は、令和2年度から令和7年度の6年間の長期運転管理業務契約を締結しようとするものです。

事業内容は、主に運転管理のための人件費、薬剤費等の副資材費で、クリーンセンター及び東西リレーセンターを合わせた総事業費は50億9,135万4,000円で、全額を債務負担行為でお願いしております。

2ページをお願いいたします。

点検整備補修業務でございます。これも引き続き安定した施設のつなぎ運転を継続するために、施設の状況を熟知しております現在の点検整備事業者により機械器具の状況を確認し、毎年整備項目を選定しながら、年度ごとに点検整備補修業務契約を締結しようとするものでございます。

事業期間は令和2年度でございます。

クリーンセンター及び東西リレーセンターを合わせた総事業費は13億6,813万7,000円で、全額を債務負担行為でお願いしております。

議案第6号参考資料の②です。A3を折り込んでいます図面でございます。

クリーンセンターの点検整備補修業務の点検箇所を図示したものでございます。

赤色で示している箇所が、令和2年度に点検整備を行う箇所でございます。

青色で網かけしている箇所は、既に発注済みのガスエンジンを含む基幹的設備改良工事の箇所でございます。

次のページ、議案第6号参考資料③が、東部リレーセンターの点検整備補修箇所を図示したもので、同じように赤色で示している箇所が令和2年度に点検整備を行う箇所でございます。

青色で網かけしている箇所は、クリーンセンターの基幹的設備改良工事に当たるもので、つなぎ運転に必要な最低限の改修を行うものです。

第6号参考資料④、次のページが、西部リレーセンターの点検整備補修箇所を図示したものでございます。

この表示の仕方も同じで、赤色で示している箇所が令和2年度に点検整備を行う箇所、青色で網かけしている箇所はクリーンセンターの基幹的設備改良工事に当たるもので、つなぎ運転に必要な最低限の改修を行うものです。

東西でごみの処理量、運転状況が違うことから、多少の違いがございます。

議案第6号参考資料⑤、A4の横になります。

運転管理業務及び点検整備補修業務の経費の内訳と、つなぎ運転に係る契約の考え方について説明いたします。

クリーンセンターにおきましては、これまでの15年間は性能保証に係る

変更覚書により、運転管理は3年間の契約、点検整備は毎年の契約として金額を定め、平成30年度決算では、消費税込みで5億2,543万3,000円となっております。

今後の運転管理につきましては、令和7年度までの6年契約として44億9,563万8,000円を、点検整備においては機器の状況を毎年確認して、次年度整備計画に反映できるよう、これまでと同様1年契約とし、11億2,839万7,000円を計上しております。

次に、つなぎ運転に係る契約の考え方でございますけれども、まず、運転管理費は15年間の実績から積算要領に基づき算出し、うち人件費は覚書では27人でありましたが、薬剤、副産物、水処理等の対応に人数が必要であり、48人分を計上しております。

また、薬剤費は平成28年度から30年度の3年間の平均使用量から基準値を設定し、超えた場合は事業者負担とすることとしております。

なおこれまで、別途契約としておりました副産物資源化につきましては、管理運転に含めることとし、資源化先ごとの数量及び運搬費等により算出し、実績により精算することとしております。

点検整備補修費につきましても、15年間の実績から毎年の整備計画を立て、積算要領に基づき算出することとしております。

電力とLNGは、これまでどおり組合が直接契約いたしますけれども、電力は、平成28年度から30年度の3年間の平均発電量から保証値を設定し、発電量が不足する場合は事業者負担とし、また、LNGの使用量は、同じく3年間の平均使用量から上限値を設定し、超えた場合は事業者負担とすることとしております。

その他の経費につきましては、現行どおり組合が直接契約することとしております。

次に、リレーセンターについて説明いたします。

リレーセンターにおきましても、性能保証に関する覚書により、運転管理及び点検整備委託費を定め、平成30年度決算では、東部リレーセンターが6,989万4,000円、西部が6,402万2,000円となっております。

今後のつなぎ運転に係る契約の考え方につきましては、クリーンセンター同様、施設を建設し、これまで15年間安定した運転管理をしてきた現在の管理及び点検事業者と引き続き契約することとしております。

内容につきましては、東西リレーセンターともに運転管理費は15年間の実績から、積算要領に基づき算出することとしております。

うち、人件費は覚書で6人、今後も6人で運転し、油脂等の副資材費は現行どおりの使用量を限度とすることにしております。

点検整備につきましても、15年間の実績から毎年の整備計画を立て、積算要領に基づき算出することとしておりますが、リレーセンターにおきましては、基幹的設備改良工事を行っていないため、主につなぎ運転の最初の年に通常の点検整備と併せて必要最小限の改良工事を行い、安定した施設の運転につなげていきたいというふうに考えております。

議案第6号資料の3ページをお願いします。

一般廃棄物等搬送業務につきましては、東西リレーセンターへの搬入された一般廃棄物等を県央県南クリーンセンターへ搬送する業務であり、令和2年3月末をもって3年間の契約期間が終了することに伴い、新たに3年間の長期契約を締結しようとするものでございます。

事業期間は、令和2年度から令和4年度でございます。

総事業費は2億9,203万8,000円で、全額を債務負担行為でお願いしております。

次の4ページをお開きください。

余熱利用施設であるのんこの温水センターは、令和2年3月末をもって第3期指定管理期間が終了いたします。

令和2年度から令和6年度までの第4期指定管理者として、現事業者が令和元年8月議会において指定されたところであり、新たに5年間の管理運営に関する基本協定を締結するとともに、引き続き安定した管理運営をお願いしようとするものでございます。

総事業費は5,184万3,000円で、全額を債務負担行為でお願いしております。

以上で議案第6号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田川伸隆君）

これより議案第6号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入と歳出を区分して行います。

なお、質疑の際にはページ数をお示しください。

質疑は、歳入歳出それぞれ3回までといたします。

まず、歳入に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

（「なし」の声あり）

なければ、次に、歳出に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(田川伸隆君)

なければ、これをもって質疑を終結し討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

(「なし」と言う者あり)

○議長(田川伸隆君)

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(田川伸隆君)

御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

次に、議案第7号「令和2年度県央県南広域環境組合一般会計予算」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長

○事務局長(川路敬一郎君)

議案第7号「令和2年度県央県南広域環境組合一般会計予算」について御説明申し上げます。

まず、予算書の1ページでございます。

第1条に記載しておりますとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億9,636万1,000円にしようとするものでございます。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債につきましては、後ほど御説明申し上げます。

第4条は、同一款内における各項間の流用について定めたものでございます。

それでは、予算の概要について説明させていただきます。

議案第7号資料の①、令和2年度県央県南広域環境組合一般会計当初予算の概要の1ページをお開きください。

令和2年度当初予算総額80億9,636万1,000円。前年度当初予算と比較いたしますと48億9,972万円の増となっております。

予算編成の考え方についてでございますが、現施設の運転管理業務等については、令和2年3月末をもって15年間の契約期間が満了することから、歳

出予算においては6年間のつなぎ運転に係る経費及び現炉の基幹改良工事及び次世代炉建設に係る必要経費を計上しております。

歳入予算につきましては、ごみ処理手数料は一定の歳入が見込めるものの、歳出予算を賄う財源は乏しく、その財源を補うため、ごみ処理施設建設整備基金から約5億2,000万円を取り崩すとともに、構成市から33億円の分担金を計上することとなったものでございます。

それでは、2ページをお開きください。

まず、歳入でございます。費目ごとに前年度との比較をいたしております。

そのうち主なものについて御説明いたします。

1款は構成市からの分担金でございます。

予算額33億円で、前年度から3億円の増でございます。

次に、2款の使用料及び手数料につきましては前年度から2,000万円増の2億円を見込んでおります。

次に4款. 財産収入でございます。

予算額59万円で、前年度と比較しますと5万4,000円の増となっております。これは、基金預金利子の増によるものでございます。

次に5款. 繰入金でございます。

予算額5億2,696万8,000円で、前年度と比較しますと5億2,696万7,000円の増となります。現炉の基幹改良工事及び次世代炉建設に係る必要経費の財源確保のため、ごみ処理施設整備基金から繰入れをしようとするものでございます。

次に、7款. 諸収入でございます。

余熱利用施設の指定管理者から納付される水道使用料でございますが、前年度比3.1%減の1,560万1,000円となります。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出につきまして御説明申し上げます。

1款. 議会費につきましては425万1,000円を計上し、前年度と比較しますと9万2,000円の増となります。増の主な内容は、費用弁償の減によるものです。

次に、2款. 総務費でございます。

1項2目財政管理費でございますが、ごみ処理施設整備基金の積立金の減により9億2,994万6,000円の減でございます。

次に、3款. 衛生費の1項1目. クリーンセンター費は74億5,608万円を計上しており、前年度との比較で59億9,100万8,000円の増で

ございます。

増の主な内容でございますけれども、ページ下段のほうに記載しておりますとおり、基幹的設備改良工事、運転管理業務、点検整備補修業務に係る委託料の増、次世代炉建設に係る調査業務、環境影響評価等業務に係る経費等の増などによるものです。

次に、1項2目．リレーセンター費は5億1,026万6,000円を計上しております。前年度と比較して1億9,581万2,000円の増となっております。

増の主な内容は、運転管理業務、点検整備補修業務や一般廃棄物等搬送業務に係る委託料の増でございます。

次に、1項3目．余熱利用施設費につきましては3,493万9,000円を計上しております。前年度と比較して1,299万8,000円の減となっております。

減の主な内容は、施設修繕費の減などでございます。

4款．公債費は予算計上がなく、3億4,536万2,000円の減となります。令和元年度末で借り入れておりました元金、利子ともに償還済となるものでございます。

5款．予備費は、前年度同様1,000万円を計上いたしております。

次に、4ページをお開きください。

4ページは、当初予算を目的別で比較したグラフでございます。令和2年度は歳出予算のほとんどが衛生費でございます。

5ページをお願いいたします。

(4)の上段の表は、3款1項1目．クリーンセンター費の用役費、①液化天然ガス(LNG)と②電気代の予算額と使用量について表したものでございます。いずれの使用量につきましても、令和元年度と同量を見込んでおります。

工事費につきましては、クリーンセンターのガスエンジン改修工事及び基幹的設備改良工事費の全額を令和2年度の歳出予算として計上しているものでございます。

委託料につきましては、クリーンセンター及びリレーセンターの運転管理業務及び点検補修業務について新たな契約となることに伴い、増額となっております。

下段(6)は、3款．衛生費のうち、次世代炉建設に係る委託料でございます。

環境影響評価等業務及び敷地造成計画、基本設計業務等につきましては、い

ずれも専門のコンサルタントに委託しようとするもので、予算額2億4,332万8,000円でございます。

7ページを御覧ください。

(7) 債務負担行為の内容でございます。

このうち、一番下の環境影響評価等業務について今回追加しようとするものでございます。

議案第7号資料の③をお開きいただきたいと思えます。

この業務は、新たなごみ処理施設を整備するために必要なもので、事業期間は令和2年度から令和4年度、環境影響評価業務と事業者選定支援業務でございます。

総事業費2億8,105万円で、令和2年度当初予算の事業費9,350万円を差し引いた残額、1億8,755万円を債務負担行為として計上するものです。

年度別事業内容は、表のとおりでございます。

元に戻りまして、8ページをお願いいたします。

(8) 人件費でございます。

全体としては26万7,000円の増となっております。

増減の明細でございますが、給料改定及び職員の異動等に伴う増減でございます。

次に、9ページをお願いいたします。

5、基金の状況でございます。

組合には3つの基金がございますが、令和元年度末の3基金の残高合計は58億8,499万円の見込みとなっております。

令和2年度は、ごみ処理施設建設整備基金の一部を取り崩し、5億2,696万8,000円を現施設の基幹改良に係る経費に充てることとしておりますが、預金利子を加えた令和2年度末における3つの基金の残高合計は53億5,861万2,000円となる見込みでございます。

10ページをお願いいたします。

6、地方債の状況でございます。

(1) が借入額等一覧表、(2) は公債費償還一覧表でございますが、令和元年度には償還元利合計額3億4,536万782円を償還することにより、本年度末には全額償還済みとなります。

11ページには、(3) が公債費の推移、(4) が地方債残高の推移をグラフ化したものを記載しております。

(5) 施設整備に係る財源計画でございます。

これは、令和2年度基幹改良工事に係るものとしたしまして45億360万円を見込んでおり、そのうち40億5,320万円を新たに組合として地方債を借り入れるよう計画しているものでございます。

なお、議案第7号資料②として、前年度予算額と増減額を記しました資料を提出しております。

以上で議案第7号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田川伸隆君）

これより議案第7号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入と歳出を区分して行います。

なお、質疑の際にはページ数をお示してください。

質疑は、歳入歳出それぞれ3回までといたします。

まず、歳入に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。大山議員。

○8番（大山真一君）

1点お尋ねをいたします。

議案第7号の説明資料①の2ページで歳入の概要の説明がございましたけれども、その中で、令和2年度の手数料が2億円計上して2,000万円の増額となっておりますけれども、これは当初予算対比では2,000万円増額になっておりますけれども、決算ベースで考えて、この2億円はクリアをできるのかというのを1点お尋ねいたします。

○議長（田川伸隆君）

施設課長

○施設課長（清水友秀君）

昨年までは1億8,000万円をずっと計上しておりましたが、新年度はいろいろ予算も高額になりますので、ここ2年間の決算ベースで2億円を確保できていますので、今年度2億円としたところでございます。

以上です。

○議長（田川伸隆君）

ほかに。田添議員

○7番（田添政継君）

繰入金についてお尋ねをします。

9ページに基金の状況ということで局長の方から説明がありましたけれども、すみません、関連にもなるかもわかりませんが、この3基金の運用の規定

とかいうのはどういうふうになっているのかどうか。

それと、今回取り崩された後の県央県南広域環境組合ごみ処理施設建設整備基金の残された基金の用途についてお尋ねします。

○議長（田川伸隆君）

総務課長

○総務課長（後田一光君）

3つの基金の運用方法についてでございますけれども、現在は銀行の定期預金に預けているという状況でございます。

それと、今後につきましてですけれども、これは今度つなぎ運転期間にこの施設に一般財源が必要となりますので、その負担金といいますか、一般財源が必要になるこの6年間にこの基金を崩して充当することによって、各市からの分担金を平準化、軽減させるという方針でございます。

○議長（田川伸隆君）

田添議員

○7番（田添政継君）

あと、関連して3つの基金の運用基準みたいなのをというふうに申し上げましたので、ついでによりしくお願いしたいと思いますが、大体この積立金額というのはどうなんですか、よく分からないんですけども、大体順調に積み上がっているのかどうかということについてお尋ねします。

○議長（田川伸隆君）

総務課長

○総務課長（後田一光君）

運用の方法につきましては、各基金、条例で定めておりますので、そのとおりやっているものでございます。

それと、順調に積み上がっているのかという御質問でございますけれども、これは償還金が、最初に平成17年までに建てたこの施設の償還金が、これまで最高で12億円程度ございましたので、その12億円がずっとここ三、四年間減ってきておりますので、その分を、余った部分といいますか、分担金からの徴収額を減らすのではなく、それを基金に積み立てていくということで随時、この基金に積み上げているものでございます。

それと、ごみ処理建設基金にほとんどを投入して、今後の基幹改良に充てるということで、この計画自体は、今まで想定どおり推移しているものと思っております。

○議長（田川伸隆君）

よろしいですか。ほかに。

(「なし」の声あり)

○議長（田川伸隆君）

なければ、次に、歳出に対する質疑に入ります。北浦議員

○12番（北浦守金君）

余熱利用施設費についてなんですけど、今回の予算計上は、昨年からすれば減額予算になっておるようでございます。説明の中では、施設の修繕費が減額をされたというふうな内容で今お聞きしたわけなんですけど、施設自体は同じですから。建っているのは15年ですかね。という形で捉えながら、修繕費がかなり少なくなったということでございますけど、大体修繕は今後ないということでのこの減額予算という形になっているのか。

それと、のんのこ温水センターの運営自体はどういう状況なのか。新しい指定管理者も、これまで同様の業者さんとの指定管理もされているというような状況で今説明をいただいたわけですが、その辺も含めてお願いできればと思います。

それと併せて、施設自体の利用というのは、構成4市、どのような利用状況にあるのか、その辺がもし調査されていればお願いをいたします。

以上です。

○議長（田川伸隆君）

事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

まず、のんのこ温水センターの修繕費についてでございますけれども、昨年度は電気設備等、14年ちょっと経っています。ですから、耐用年数が来たものの交換とかありましたので、少しお金が掛かったんですけれども、来年度の予算につきましては、建築基準法に基づき点検をしております。その中で、最低限必要な防火シャッターであるとか、そういう安全面に必要な分だけの修繕、それから、雨漏りをしている箇所がございましたので、その修繕という形で、今年度は最低限必要な修繕という形で、今後もそういうふうなことで考えております。

のんのこ温水センターの指定管理者の状況でございますけれども、今回も指定管理していただいている現況でございますけど、指定管理料を950万円から1,000万円程度ですけれども、その中で数百万円の赤字が少し出ているということでお聞きしております。ただ、利用者の推移についてでございますけれども、年々ずっと増加しております、昨年度が14万8,000

人、今年度は、今途中でございますけれども、15万人を突破するのではないかとこのふうな状況でございます。

最後に4市の利用状況でございますけれども、もちろん諫早市が一番多いと思っておりますけれども、利用料金が市内、市外として区別もしておりませんし、ボタンを押すところとかいうのもございませぬので、人数の把握については諫早市が一番多いのは間違いないと思っておりますけど、そこまでは把握はしておりません。

以上でございます。

○議長（田川伸隆君）

よろしいですか。ほかに。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

次に、議案第8号「監査委員（議員のうちから選任する委員）の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により除斥の必要がありますので、大山真一議員の退場を求めます。

（大山議員退場）

○議長（田川伸隆君）

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長

○事務局長（川路敬一郎君）

議案第8号「監査委員（議員のうちから選任する委員）の選任につき同意を求めることについて」御説明申し上げます。

今回提案されております監査委員につきましては、提案理由に記載しておりますとおり、議員のうちから選任する監査委員の辞職に伴い、別紙候補者、大山真一氏を選任することについて、地方自治法第292条において準用す

る同法第196条第1項及び県央県南広域環境組合規約第11条第2項の規定により議会の同意を求めようとするものでございます。

以上で議案第8号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田川伸隆君）

これより議案第8号に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第8号は大山真一議員の選任に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田川伸隆君）

御異議なしと認めます。よって、議案第8号は大山真一議員の選任に同意することに決定いたしました。

大山真一議員の入場を求めます。

（大山議員入場）

○議長（田川伸隆君）

それでは、大山真一議員には監査委員を務めていただくこととなりましたので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて終了をいたしました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

御異議なしと認めます。

以上をもちまして令和2年第1回県央県南広域環境組合議会定例会を閉会いたします。

（午前11時50分 閉会）

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議 長

田川伸隆

署名議員

北浦亨金

署名議員

林田勉